

(公印省略)

情報審第1742号
令和3年7月21日

山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会

理由説明書の送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和3年（行情）濟問第288号

事件名：特定団体との間で行った債務免除益課税の回避に関する協議の内容及び結果が記載された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和3年8月18日（水）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による

閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考えを、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

連絡先：総務省情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話：03-5501-1796

FAX：03-3502-0035

(別 紙)

令和3年(行情) 諒問第288号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

(氏名)

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

国税庁

理由説明書

1 本件審査請求について

本件審査請求は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年5月24日付課審5-1により国税庁長官（以下「処分庁」という。）が行った存否を明らかにしないで開示請求を拒否した不開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消しを求めるものである。

2 本件対象文書について

本件開示請求は、「国税庁が特定団体との間で行った、債務免除益課税の回避に関する協議内容及び結果が書いてある文書」（以下「本件対象文書」という。）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えることは、法第5条第6号柱書に規定する不開示情報を開示することになるとして、法8条の規定に基づき原処分を行ったところ、審査請求人は、国税庁が特定団体との間で行った、債務免除益課税の回避に関する協議の内容及び結果（以下「本件協議内容等」という。）については、納税者に対して弁護士法第23条に基づく守秘義務を負っている代理人弁護士によって相当部分が雑誌の記事（以下「本件記事」という。）において公表されていることからすれば、本件開示請求文書の存否までもが不開示情報であるとはいえないとして原処分の取消しを求めているため、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

3 本件存否情報の不開示情報該当性について

本件開示請求は、特定団体を指定した上で、特定団体に係る債務免除益課税の回避に関する協議内容等が記載されている文書の開示を求めるものであることから、本件対象文書の存否を答えることは、特定団体が国税庁と個別の取引等に係る税務上の取扱いについて照会した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにするものと認められる。

国税当局が行う税務相談については、申告納税制度の下で、納税者の自発的な納税義務の履行を実現するための納税環境整備の一環として行っており、特定の納税者からの税務上の取扱いに関する照会の有無については、原則として公表しないこととされているところ、国税当局が税務相談を行った納税者の情報を明らかにすれば、納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、納税者が税務相談を行うことをちゅうちょし、ひいては、納税者の自発的な納税義務の履行の実現が困難となり、申告納税制度を基本とする税務行政の運営に支障を来すことになる。

そして、本件存否情報を明らかにすることは、特定の納税者が国税庁と個別の取

引等に係る税務上の取扱いを照会した事実の有無を明らかにすることとなるところ、本件存否情報を公にした場合、納税者と国税当局との信頼関係が損なわれ、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、本件存否情報は法第5条第6号柱書の不開示情報に該当し、本件存否情報を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、法第8条の要件を充足することとなる。

4 結論

以上のことから、本件対象文書の存否を答えることにより、法第5条第6号柱書の不開示情報を開示することとなるため、法第8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した原処分は妥当である。